

基準書	節	参照箇所	分類 カテゴ	暗黙理に前提とされている事実認識や価値判断	暗黙理に前提とされている 事実認識や価値判断の要点
3	IN4	本基準の目的は、企業が企業結合及びその影響について財務諸表で提供する情報の <b>目的適合性</b> 、信頼性及び比較可能性を向上させることにある。そのために、取得企業が次のことをどのように実行すべきかに関する原則及び規定を開発する。 (a) 識別可能な取得した資産、引き受けた負債及び被取得企業のすべての非支配持分を財務諸表で認識し測定する。 (b) 企業結合で取得したのれん、又は割安購入益を認識し測定する。 (e) 財務諸表の利用者が、企業結合の性質や財務上の影響を評価することを可能にするため、どの情報を開示すべきかについて決定する。	N/A		
3	1	本基準の目的は、報告企業が企業結合及びその影響について財務諸表で提供する情報の <b>目的適合性</b> 、信頼性及び比較可能性を改善することにある。そのために、本基準は、取得企業が次のことをどのように行うべきかに関する原則及び要求事項を設けている。 (a) 財務諸表において、識別可能な取得した資産、引き受けた負債及び被取得企業の非支配持分を認識し、測定する。 (b) 企業結合において取得したのれん、又は割安購入益を認識し、測定する。 (c) 財務諸表の利用者が企業結合の性質及び財務上の影響を評価できるようにするために、どの情報を開示すべきかを決定する。	(b)	目的適合性は、本基準書の公表を通じて改善すべき質的特性のひとつである。	
4	IN5	本基準は、財務諸表が提供する情報の信頼性を低下させずに <b>目的適合性</b> が高まる場合又は <b>目的適合性</b> を低下させずに信頼性が高まる場合に限り、保険者が会計方針を変更することを認める。特に、保険者は、次については、いずれの会計方針も採用することはできないが、これらを含んだ会計方針を引き続き使用してもよい。 (a) 保険負債を現在価値に割り引かずに測定すること (b) 将来の投資管理費用に係る契約上の権利を、類似サービスに対して他の市場参加者が現在課す手数料との比較により推定される公正価値を超える金額で間接的に測定する手法を使用すること (c) 子会社の保険負債について、不統一な会計方針を使用すること	(b)	財務諸表で提供される情報の信頼性を低下させることなく目的適合性を高められる場合、または目的適合性を低下させずに信頼性を高められる場合に限っては、保険者による会計方針の変更を許容しうる。	
4	IN8	保険者が保険契約の測定に将来投資マージンを反映させる会計方針を採用した場合には、保険者の財務諸表の <b>目的適合性</b> と信頼性が低下するという反証可能な推定がある。	(a)	保険者が保険契約の測定に将来投資マージンを反映させる会計方針を採用した場合には、保険者の財務諸表の目的適合性と信頼性が低下するという反証可能な推定がある。	保険契約の測定に将来投資マージンを反映させれば、保険者の財務諸表に関する目的適合性は原則として高まる。
4	22	保険契約に係る会計方針の変更により、財務諸表利用者の経済的な意思決定のニーズへの <b>目的適合性</b> が高くなる一方で信頼性は低下しない場合、又は信頼性が高くなる一方でそれらのニーズへの <b>目的適合性</b> は低下しない場合に、かつその場合にのみ、保険者は会計方針を変更することができる。保険者は、IAS第8号の規準によって <b>目的適合性</b> 及び信頼性を判断しなければならない。	(b)	会計方針を変更するかどうかによって財務情報の目的適合性は変化しうる。	
4	27	保険者は、将来投資マージンを排除するために会計方針の変更をする必要はない。しかし、当該投資マージンが支払保険金に影響を及ぼす場合を除き、保険者が保険契約の測定を行うにあたって将来投資マージンを反映させる会計方針を採用する場合には、保険者の財務諸表の <b>目的適合性</b> 及び信頼性は低下するという反証可能な推定が存在する。そのようなマージンを反映する会計方針の例として次の2つがある。 (a) 保険者の資産の期待収益率を反映した割引率を使用する。 (b) 期待運用収益率をもって当該資産からの運用収益を予測し、当該予測収益を異なった割引率で割り引き、その結果を負債の測定に含める。	(a)	保険者が保険契約の測定に将来投資マージンを反映させる会計方針を採用した場合には、保険者の財務諸表の目的適合性と信頼性が低下するという反証可能な推定がある。	保険契約の測定に将来投資マージンを反映させれば、保険者の財務諸表に関する目的適合性は原則として高まる。

4	28	<p>会計方針の変更のその他の要素が、将来投資マージンを反映させることによる財務諸表の<b>目的適合性</b>と信頼性の低下を十分に上回るような財務諸表の<b>目的適合性</b>及び信頼性の向上をもたらす場合に、かつその場合にのみ、保険者は、第27項に述べた反証可能な推定を覆すことができる。例えば、現行の保険者の会計方針が、契約当初に設定された過度に慎重な仮定を含んでいて、市場条件を直接参照せずに監督者が定めた割引率を用い、組込オプションや保証を無視している場合を考えてみる。保険者は、広く使用され、以下を含んだ包括的な投資家指向の会計処理に切り替えることにより、信頼性を低下させずに、<b>目的適合性</b>がより高い財務諸表を作成することができるかもしれない。</p> <p>(a) 現在の見積り及び仮定  (b) リスクと不確実性を反映させるための(過度に慎重ではない)合理的な調整  (c) 組込オプション及び保証の本源的価値と時間的価値の双方を反映する測定  (d) 現在の市場割引率(たとえば、保険者の資産の期待収益率を反映した割引率でも)</p>	(a)	<p>保険者が保険契約の測定に将来投資マージンを反映させる会計方針を採用した場合には、保険者の財務諸表の<b>目的適合性</b>と信頼性が低下するという反証可能な推定がある。ただしそうした推定は、覆すこともできる。それが覆される場合は、上記のような会計方針の変更も許容される。</p>	<p>保険契約の測定に将来投資マージンを反映させれば、保険者の財務諸表に関する<b>目的適合性</b>は原則として高まる。</p>
6	13	<p>企業は、会計方針の変更により、利用者の経済的意思決定ニーズに対する<b>目的適合性</b>が高まる一方で信頼性が低下しない場合、又は信頼性が向上する一方でニーズに対する<b>目的適合性</b>が低下しない場合には、探査及び評価に関する支出の会計方針を変更することができる。企業は、IAS第8号の規準を用いて、<b>目的適合性</b>と信頼性を判断しなければ</p>	(b)	<p>探査や評価のための支出に関する会計方針の変更は、利益情報の<b>目的適合性</b>を向上させることもあれば、低下させることもある。</p>	
7	B7	<p>第34項(a)は、企業の主要経営陣に内部的に提供される情報を基にしたリスクに対するエクスポージャーに関する定量的要約データを開示することを求めている。企業が複数の方法を用いてリスク・エクスポージャーを管理している場合には、企業は最も<b>目的適合性</b>があり信頼性のある情報を提供することになる方法を用いて、情報を開示しなければならない。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で<b>目的適合性</b>と<b>信頼性</b>について述べている。</p>	(b)	<p>リスク・エクスポージャーに関してどのような情報を提供するのかの選択に際しては、そうした情報の<b>目的適合性</b>や<b>信頼性</b>を考慮しなければならない。</p>	
7	B46	<p>第13C項(c)で開示を要求する金額は、財政状態計算書に表示している個々の表示科目と調整しなければならない。例えば、個々の財務諸表上の表示科目の集計又は分解により、<b>目的適合性</b>のより高い情報が提供されると企業が判断する場合には、第13C項(c)で開示する集計後又は分解後の金額を、財政状態計算書に表示している個々の表示科目の金額に調整しなければならない。</p>	(b)	<p>企業は、財務諸表における個別の表示科目を集計または分解することにより、より<b>目的適合性</b>な情報が提供されると判断する場合には、本基準書にもとづき開示される情報(すなわち集計あるいは分解を行った金額)を財政状態計算書に表示している個々の表示科目の金額(集計あるいは分解を行っていない金額)に調整しな</p>	
9	1.1	<p>本基準の目的は、財務諸表の利用者が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するにあたって、<b>目的適合性</b>のある有用な情報を表示する金融資産及び金融負債の財務報告に関する原則を確立することである。</p>	(b)	<p>本基準に記されている原則にもとづけば、金融資産や金融負債に関する<b>目的適合性</b>で有用な情報が提供される。</p>	

9	4.2.2	<p>企業は、当初認識時において、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、4.3.5項で容認されている場合、又は指定することにより次のいずれかの理由で情報の<b>目的適合性</b>が高まる場合である。</p> <p>(a) このような指定を行わない場合に資産若しくは負債の測定又はそれらに係る利得若しくは損失の認識を異なったベースで行うことから生じる測定上又は認識上の不整合(「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある)を、その指定が解消又は大幅に低減する場合</p> <p>(b) 金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の経営幹部(IAS第24号「関連当事者についての開示」で定義)に対して社内的にそのベースで提供さ</p>	(a)	ある特定の条件が満たされる場合には(←本文中に明示)、公正価値オプションの適用によって、財務情報の目的適合性が高まる。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。
9	B4.1.27	<p>本基準は、4.1.5項及び4.2.2項の条件を前提として、指定によって情報の<b>目的適合性</b>が高まる場合には、金融資産、金融負債又は金融商品のグループ(金融資産、金融負債又はその両方)を、純損益を通じて公正価値で測定するものと指定することを認めている。</p>	(a)	ある特定の条件が満たされる場合には(←本文中に明示)、公正価値オプションの適用によって、財務情報の目的適合性が高まる。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。
9	B4.1.28	<p>企業が金融資産又は金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものと指定するという決定は、会計方針の選択(ただし会計方針の選択とは異なり、同種の取引すべてに対して一貫して適用する必要はない)と似ている。企業がこのような選択を行う場合、IAS第8号の第14項(b)では、その方針を選択することによって、結果として財務諸表が取引の影響やその他の事象及び企業の財政状態、財務成績及びキャッシュ・フローに関する状況に関して、信頼性の高い、より<b>目的適合性</b>の高い情報を提供できるようになることを求めている。例えば、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する場合、より<b>目的適合性</b>の高い情報を得られるという要件が満たされる場合として4.2.2項では2つの状況を示している。したがって、4.2.2項に準拠してこのような測定を選択するためには、企業がその2つの状況のうちの1つ(ないしは双方)を</p>	(a)	ある特定の条件が満たされる場合には(←本文中に明示)、公正価値オプションの適用によって、財務情報の目的適合性が高まる。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。
9	B4.1.29	<p>金融資産又は金融負債の測定及びその価値の認識された増減の分類は、その項目の分類及びその項目が指定されたヘッジ関係の一部をなすものであるかどうかによって判定される。これらの要求事項は、次のような場合に、測定上又は認識上の不一致を生み出す可能性がある(「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある)。例えば、純損益を通じて公正価値で測定するという指定がない場合には、金融資産は公正価値で事後測定するものに分類され、それに関連するものと企業がみなす負債は償却原価で事後測定される(公正価値の増減は認識されない)場合である。このような場合、企業は、資産と負債双方が純損益を通じて公正価値で測定されていれば、財務諸表でより<b>目的適合性</b>の高い情報を</p>	(a)	ある特定の条件が満たされる場合には(←本文中に明示)、公正価値オプションの適用によって、財務情報の目的適合性が高まる。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。
9	B4.1.31	<p>前項に示したようなケースにおいては、指定をしなければそのように測定されない金融資産及び金融負債を当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することは、測定又は認識上の不一致を消去又は大幅に低減する可能性があり、より<b>目的適合性</b>の高い関連情報を引き出す可能性がある。実務的な観点からいえば、企業は、測定上又は認識上の不一致を生じさせる資産及び負債のすべてを同時に取り組む必要はない。各取引が当初認識時に純損益を通じた公正価値測定に指定され、同時に、残りの取引の発生が予想される場合には、合理</p>	(a)	ある特定の条件が満たされる場合には(←本文中に明示)、公正価値オプションの適用によって、財務情報の目的適合性が高まる。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。

9	B4.1.32	不一致を引き起こす金融資産及び金融負債のうちの一部についてのみ純損益を通じた公正価値測定への指定をすることは、そうすることで不一致を消去したり大幅に低減したりすることがないために情報の <b>目的適合性</b> が高まらない場合には、認められない。しかし、同種の多数の金融資産又は金融負債の中の一部についてのみ指定することは、もしそうすることが不一致の大幅な低減を達成する(ないしは他の許容される指定よりも大きな低減が見込まれる)ならば認められる。例えば、企業が合計額でCU100となる多数の同種の金融負債及び合計額でCU50となる多数の同種の金融資産を抱えており、その双方が異なるベースで測定されている場合を想定する。企業は、当初認識時に、資産はすべてを、負債は一部のみ(例えば、合計額CU45に相当する個々の負債)を、純損益を通じた公正価値測定に指定することにより測定上の不一致を大幅に低減する可能性がある。ただし純損益を通じた公正価値測定への指定は、ある金融商品全体に対してのみ適用されるため、本例における企業は1又はそれ以上の負債全体を指定する必要がある。ある負債の一部(例えば、ベンチマーク金利の増減等、1つのリスクのみに起因する価値の増減)又は負債の一定割合のみ(すなわち百分率比)を指定すること	(a)	実態としてミスマッチが解消されていない状況で、会計上においてのみミスマッチが解消されたかのような処理を行っても、利益情報の目的適合性は向上しない。	「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。逆にいえば、実態としてミスマッチが解消されていない状況で、会計上においてのみミスマッチが解消されたかのような処理を行っても、利益情報の目的適合性は向上しない。
9	B4.1.33	企業は、金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループの管理及び業績評価を、純損益を通じて公正価値で測定する方が <b>目的適合性</b> の高い情報となるような方法で行っている場合がある。この事例では、その金融商品の性質ではなく、企業が業績を管理し評価する方法	(c)	企業は内部管理上、より目的適合的な情報が提供されるという判断から、金融資産と金融負債からなるグループを公正価値で継続的に再評価し、評価差額を純損益に反映させることが	
10	B85K	投資企業の定義の本質的な要素の1つは、投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っていることである。これは、公正価値の使用が、例えば、子会社の連結や、関連会社又は共同支配企業に対する持分への持分法の適用よりも、 <b>目的適合性</b> の高い情報をもたらすからである。定義のこの要素を満たすことを立証するためには、投資企業は次の両方を行う。 (a)投資者に公正価値情報を提供し、公正価値がIFRSに従って要求又は許容されている場合には常に、投資のほとんどすべてを公正価値で測定する。 (b)公正価値情報を企業の経営幹部(IAS第24号で定義)に内部的に報告し、経営幹部が投資のほとんどすべての業績を評価し投資の意思決	(c)	投資企業は投資に関する測定と業績評価のほとんどすべてにおいて、公正価値を基礎としている。これは公正価値を基礎とすることによって、子会社を連結したり、関連会社(または共同支配企業)に対して持分法を適用したりする場合よりも、目的適合性の高い情報が提供されるからである。	

基準書	節	参照箇所	分類カテゴ	暗黙理に前提とされている事実認識や価値判断	判断の要点
IAS1	17	ほとんどすべての状況において、企業は、IFRSへの準拠により適正な表示を達成する。適正な表示には、企業が次のことを行うことも必要となる。 (a) IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計方針を選択し適用すること。IAS第8号は、ある項目に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合に経営者が考慮しなければならない権威のある指針の序列を示している。 (b) 情報(会計方針を含む)を、 <b>目的適合性</b> があり、信頼性があり、比較可能で理解可能な情報を提供する方法で表示すること。 (c) IFRSの特定の要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者	(b)	表示形式は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	

IAS1	46	例えば、重大な取得若しくは処分、又は財務諸表の表示の再検討により、財務諸表を異なった形で表示する必要があることが示唆されるかもしれない。企業が財務諸表の表示を変更するのは、変更後の表示がもたらす情報の方が、財務諸表の利用者にとって信頼性があり <b>目的適合性</b> のより高い情報を提供し、かつ、変更後の構成が継続する可能性が高いことにより、比較可能性が損なわれない場合のみである。そのような表示の変更を行う場合、企業は、第41項及び第42項に従って比較情	(b)	表示形式は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS1	60	企業は、第66項から第76項に従って、財政状態計算書で、流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、別々の区分として表示しなければならない。ただし、流動性に基づく表示の方が信頼性があり <b>目的適合性</b> の高い情報を提供する場合を除く。その例外に該当する場合には、企業はすべての資産及び負債を流動性の順序に従って表示しなければならない。	(b)	表示形式、とりわけ流動・非流動の区分を行うかどうかは、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS1	63	一部の企業(金融機関など)では、資産及び負債の表示を流動性の昇順又は降順で行う方が、流動・非流動の表示よりも信頼性があり <b>目的適合性</b> の高い情報を提供する。そうした企業は、明確に識別可能な営業循環期間の中で財又はサービスを提供していないからである。	(b)	表示形式は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS1	64	第60項を適用する際に、企業が一部の資産及び負債を流動・非流動の分類を用いて表示し、他のものを流動性の順序に従って表示することが認められる場合がある。それは、これにより信頼性があり <b>目的適合性</b> のより高い情報が提供される場合である。混合方式での表示の必要性は、企業が多様な営業活動を行っている場合に生じる可能性がある。	(b)	表示形式は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS1	99	企業は、純損益に認識した費用の分析を、費用の性質又は企業内における機能に基づく分類のうち信頼性が高く <b>目的適合性</b> がより高い情報を提供する方を用いて、表示しなければならない。	(b)	純損益において認識した費用の区分方法は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS1	103	分析の第2の様式は、「費用機能法」又は「売上原価法」と称され、費用をその機能に従って、売上原価や、例えば、販売又は管理活動のコストの一部として分類する。最低限、この方法では、企業は売上原価を他の費用と区別して表示する。この表示は、利用者に対し費用性質による分類よりも <b>目的適合性</b> の高い情報を提供する可能性があるが、原価を機能別に配分する際に裁量的になる可能性があり、相当の判断を要する。費用機能法による分類の一例は、次のとおりである。 収益 × 売上原価 (×) 売上総利益 × その他の収益 × 販売費 (×) 管理費 (×) その他の費用 (×) 税引前利益 ×	(b)	純損益において認識した費用の区分方法は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	

IAS1	105	費用機能法と費用性質法との間の選択は、歴史的要因及び業界の要因並びに企業の性質に左右される。どちらの方法でも、直接又は間接に企業の売上高又は生産高に応じて変化する可能性のある費用を示すことができる。それぞれの表示方法は異なるタイプの企業に対する利点を有しているため、本基準では、経営者が信頼性のある <b>目的適合性</b> のより高い表示を選択するよう要求している。しかし、費用の性質に関する情報は将来キャッシュ・フローの予測に有用であるため、費用機能法による分類を使用する場合には追加的な開示が必要となる。第104項において、「従業員給付」はIAS第19号と同じ意味を有している。	(b)	純損益において認識した費用の区分方法は、提供される情報の目的適合性などに影響を及ぼす。	
IAS7	43	現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。当該取引は、投資活動及び財務活動に関するすべての <b>関連性のある目的適合的な情報</b> が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しな	(b)	現金や現金同等物が介在するかどうかにかかわらず、投資取引や財務取引に係る目的適合的な情報の提供は必要である。	
IAS7	50	追加的な情報が、企業の財政状態及び流動性を利用者が理解するうえで <b>目的適合性</b> がある場合がある。こうした情報を、経営者による説明とともに開示することが奨励される。その情報には次のものが含まれる。 (a) 将来の営業活動及び資本コミットメントの決済に利用可能な未使用借入限度枠の金額及びその使用に対する制限 (b) [削除] (c) 事業規模の拡大を示すキャッシュ・フローの総額(事業規模の維持に要するキャッシュ・フローと区別) (d) 各報告セグメント(IFRS第8号「事業セグメント」参照)の営業、投資及び財務の各活動から生じたキャッシュ・フローの金額	(b)	キャッシュ・フロー計算書外の追加的な情報も目的適合的でありうる。	
IAS8	1	本基準の目的は、会計方針の選択と適用に関する要件、会計方針の変更、会計上の見積りの変更と誤謬の訂正の会計処理及びその開示を定めることである。本基準は企業の財務諸表の <b>目的適合性</b> と信頼性及び財務諸表の期間比較可能性と他の企業の財務諸表との比較可能性を向上させることを意図したものである。	(c)	IAS第8号では、財務諸表の目的適合性と信頼性及び財務諸表の期間比較可能性と他の企業の財務諸表との比較可能性を向上させることが意図されている。	
IAS8	8	IFRSは、会計方針が適用される取引その他の事象及び状況について <b>目的適合性</b> があり信頼性のある情報を含む財務諸表になるとIASBが結論を下した会計方針を示している。それらの会計方針を適用することの影響に重要性がない場合には、当該方針を適用する必要はない。しかし、企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローについて特定の表示を行うために、IFRSからの重要性のない離脱を行うことや、それを修正しないでおくことは不適切である。	(c)	IFRSが会計方針として示しているものは、それを適用することで、財務諸表において、取引、事象、あるいは状況に関する目的適合的で信頼しうる情報が開示される結果になると判断した場合に限られる。	
IAS8	10	取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。 (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する <b>目的適合性</b> がある。 (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。 (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表す。 (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。 (iii) 中立である、すなわち偏りがない。 (iv) 慎重である。 (v) 重要性があるすべての点で完全である。	(b)	ある取引などに直接適用しうる具体的なIFRSの規定を見出せない場合は、(当該会計方針の適用が)利用者の経済的意思決定のニーズに適うものかどうかにてらして適用すべき会計方針を判断しなければならない。	

IAS8	14	<p>企業は、会計方針の変更が以下に該当する場合のみ、会計方針を変更しなければならない。</p> <p>(a) IFRSによって要求されている、又は</p> <p>(b) 企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに対して取引その他の事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より<b>目的適合性</b>の高い情報を提供する財務諸表となる。</p>	(b)	<p>取引その他の事象(または状況)が会計方針の変更が正当化されるケースのひとつは、会計方針の変更が、企業の財政状態、財務業績またはキャッシュ・フローに及ぼす影響に関して、信頼性があり、より<b>目的適合性</b>の高い情報が提供される場合である。</p>	
IAS8	29	<p>会計方針の任意の変更が、当期又は過去の期間に影響を与える場合、当該期間に影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、又は将来の期間に影響を与えるかもしれない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 会計方針の変更の内容</p> <p>(b) 新しい会計方針の適用が信頼性のある<b>目的適合性</b>の高い情報を提供するという理由</p> <p>(c) 当期及び表示する過去の各期間について実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額</p> <p>(i) 影響を受ける財務諸表の各表示項目</p> <p>(ii) IAS第33号が企業に適用される場合には、基本的及び希薄化後の1株当たり利益</p> <p>(d) 表示する期間よりも前の期間に関する修正額(実務上可能な範囲で)</p> <p>(e) 遡及適用が、特定の過去の期間について又は表示する期間よりも前の期間について、実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がどのように、そしていつから適用されているか。</p>	(c)	<p>(a) 会計方針に関する任意の変更が当期(または過去の期間)に影響を与える場合、(b) 当該期間に影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、または(c) 将来の期間に影響を与えるかもしれない場合に開示すべき事項のひとつに、「新しい会計方針を適用することによって、信頼しうる、より<b>目的適合性</b>の高い情報が提供される理由」がある。</p>	
IAS38	119	<p>無形資産の種類とは、企業の業務において性質と使用目的の類似した資産のグループである。資産の種類例としては、次のものが挙げられる。</p> <p>(a) ブランド名</p> <p>(b) 題字及び出版表題</p> <p>(c) コンピューターのソフトウェア</p> <p>(d) ライセンス及びフランチャイズ</p> <p>(e) 著作権、特許及びその他の工業所有権、サービス及び営業上の権利</p> <p>(f) 配合、製法、モデル、デザイン及び試作品</p> <p>(g) 開発中の無形資産</p>	(b)	<p>無形資産をどのような大きさの категория に分類するのは、そこから生み出される情報の<b>目的適合性</b>に影響を及ぼす。</p>	
IAS40	IN17	<p>あるモデルから他のモデルへの変更は、その変更がより<b>目的適合性</b>の高い表示をもたらす場合にのみ行われる。本基準は、公正価値モデルから原価モデルへの変更にこれが当てはまる可能性は非常に低いと述べている。</p>	(b)	<p>測定モデルの選択は、そこから生み出される情報の<b>目的適合性</b>に影響を及ぼす。</p>	
IAS40	31	<p>IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、会計方針の任意の変更は、次の場合にのみ行わなければならないと述べている。それは、当該変更により、企業の財務諸表が、取引、他の事象又は状況が企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに与える影響に関して、信頼性があり、より<b>目的適合性</b>の高い情報を提供することとなる場合である。公正価値モデルから原価モデルへの変更がより<b>目的適合性</b>のある表示をもたらす可能性は非常に低い。</p>	(b)	<p>会計方針に関する任意の変更は、そこから生み出される情報の<b>目的適合性</b>に影響を及ぼす。</p>	



IFRIC2	5	償還を要請できる金融商品(協同組合に対する組合員の持分を含む)の所有者の契約上の権利は、それ自体、当該金融商品を金融負債に分類する必要はない。そうではなく、企業は、金融負債に分類すべきか、資本に分類すべきかを判断する場合には、金融商品のすべての条項や条件を検討しなければならない。こうした条項や条件には、分類日で有効な <u>関連する</u> 国内法、規則及び事業体の定款を含むが、法令、規則又は定款の将来の改正については想定していない。	(e)		
IFRIC6	7	本解釈指針は、新規廃棄物も個人家庭以外からの過去廃棄物についても取り扱うものではない。そうした廃棄物管理の負債は、IAS第37号で適切に取り扱われている。しかし、国の法令で、個人家庭からの新規廃棄物も、個人家庭からの過去の廃棄物と類似の方法で処理しなければならない場合には、本解釈指針の原則を、IAS第8号の第10項から第12項のヒエラルキーを参照して適用する。IAS第8号のヒエラルキーは、同指令で指定されている費用帰属モデルと同様の方法により債務を課す	(e)		
IFRIC12	19	委譲者から営業者に与えられる対価の性質は、契約条件及び(存在する場合には) <u>関連する</u> 契約法を参照して、判断しなければならない。	(e)		
IFRIC17	10	配当を支払うという負債は、配当が適切に承認され、もはや企業の自由裁量ではなくなった時に認識しなければならない。それは次のいずれかの日付である。 (a) 法令がそのような承認を求めている場合には、(例えば、経営者又は取締役会による)配当の宣言が、 <u>関係する</u> 権限保有者(例えば、株主)により承認された時 (b) 法令でそれ以上の承認を求めていない場合には、(例えば、経営者又は取締役会によって)配当が宣言された時	(e)		
IFRIC18	10	資産を支配している企業は、一般に当該資産を自由に処分できる。例えば、企業は当該資産を他の資産と交換すること、財又はサービスを生産するのに利用すること、他者の利用について課金すること、債務の決済に使用すること、保持すること、所有者に分配することなどができる。顧客から有形固定資産項目の移転を受ける企業は、移転された資産に対する支配を判定する際に、 <u>関連性のある</u> すべての事実及び状況を考慮しなければならない。例えば、企業が移転された有形固定資産項目を、顧客に1つ又は複数のサービスを提供するために使用しなければならないが、移転された有形固定資産項目をどのように稼働させ維持するのか、いつ交換するのかを決定する能力を有することもある。この場合には、企業は通常、移転された有形固定資産項目を支配していると判断	(e)		
IFRIC19	8	金融負債の一部だけが消滅する場合には、企業は、支払った対価の一部が残存する負債の条件の変更に関連するものかどうかを判定しなければならない。支払った対価の一部が負債の残存部分の条件の変更に関連している場合には、企業は、支払った対価を、消滅した負債の部分と残存する負債の部分とに配分しなければならない。企業は、この配分を行う際に、取引に関するすべての <u>関連性のある</u> 事実及び状況を考慮	(e)		



IFRIC20	13	<p>剥土活動資産及び生産される棚卸資産の取得原価が別々に識別可能でない場合には、企業は、<b>妥当な</b>生産高測定値に基づく配分基礎を用いて、生産剥土コストを生産された棚卸資産と剥土活動資産とに配分しなければならない。この生産高測定値は、鉱体の識別された構成部分について計算しなければならず、将来の便益を生じさせる追加的な活動がどの程度行われたのかを識別するための指標として使用しなければならない。こうした測定値の例として、次のものがある。</p> <p>(a) 予想原価との比較における生産された棚卸資産の原価  (b) 予想量との比較における採掘された廃石の量(所定の量の鉱石生産に対して)  (c) 採掘予定の鉱物含有量の予想との比較における採掘された鉱石の鉱物含有量(生産された鉱石の一定量に対して)</p>	(e)		
SIC32	1	<p>企業には、社内又は社外とのアクセスに向けての自己のウェブサイトの開発又は運用に関わる内部支出が発生するかもしれない。社外アクセスのために設計されるウェブサイトは、企業の製品やサービスの販売促進や広告宣伝、電子サービスの提供や製品やサービスの販売など、さまざまな目的で使用される。社内アクセスのために設計されるウェブサイトは、会社の方針や顧客の詳細を保存したり、<b>必要な</b>情報を検索した</p>	(e)		